

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本事業は、ブラジル・アルゼンチン・ペルーの3か国から、岐阜県出身者又はその子弟として県が認める者を1名、留学生として受け入れ、県内での居住にかかる生活費、学費等を県で負担するもの。令和8年度はブラジルから留学生を受け入れ予定。</p> <p>事業実施に当たっては、留学生候補者選定のため、当該国に根差した活動をしており、同国内の県にルーツを持つ者を把握している事業者を相手方とすることが必須である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>上記要件を満たす者は、ブラジル岐阜県人会において他にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。